

逗子市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

(令和4年3月一部改訂)

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を受け、全国の自治体では、公共施設等総合管理計画の見直しが行われております。

本市におきましても、総務省が示します改訂項目を次のとおり加筆・修正を行います。

1. 施設保有量の推移を追加（13頁）

平成27年度から令和元年度までの施設保有量の推移を追加

2. 有形固定資産減価償却率の推移を追加（14頁）

平成27年度から平成29年度までの有形固定資産減価償却率の推移を追加

3. 公共施設の長寿命化による将来の更新費用の推計を追加（19頁）

各個別施設計画等を踏まえた計画的な施設の点検等の実施による長寿命化の効果額を追加

4. 公共施設の維持管理経費を追加（20頁）

平成30年度から令和2年度までの既存施設の維持管理経費を追加

5. ユニバーサルデザイン化の推進方針を追加（22頁）

公共施設等の修繕・更新時に、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図ることを追加

6. その他

元号表記の変更、策定済の計画に関する記述の修正など。

なお、今回の一部改訂する項目以外の表（グラフを含む）などの数値の変更はありません。